

令和3年7月定例教育委員会会議録

日 時	令和3年7月9日（金） 午後1時30分～午後2時50分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 佐藤 直樹 教育長職務代理者 牛田 洋史 委員 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 正岡 義海 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 宇佐美 高明 教育研究所長 丸野 研二 教育総務課長 守屋 紀子 生涯学習課長 水島 一葉 学校教育課長 久保田 貴 図書館長 山本 英範 学校教育課担当課長 上條 秀香 教育総務課主事補 岩田 浩貴 教職員課長 古木 学
傍聴者	2名
会議次第	<h3>7月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 令和3年7月9日（金） 午後1時30分 場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <h4>次 第</h4> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 令和3年8月の開催行事等について</p> <p>(2) 秦野市議会第2回定例会報告について</p> <p>(3) 教育研究発表会について</p> <p>(4) はだの歴史博物館 令和3年度企画展「博物館資料の紹介ーはじめまして新資料です！ー」について</p> <p>(5) 第34回夕暮祭短歌大会の結果について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第25号 秦野市学校給食センター設置条例施行規則を制定することについて</p> <p>(2) 議案第26号 令和4年度に使用する小学校の教科用図書の採択について</p> <p>(3) 議案第27号 令和4年度に使用する中学校の教科用図書の採択について</p>

	<p>(4) 議案第28号 令和4年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 令和3年度教育委員会行政点検・評価について</p> <p>(2) 秦野市立学校運営協議会の設置の申出および委員の推薦について</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

佐藤教育長

ただいまから7月定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

なお、非公開案件については、会議終了後、事務局に申出をお願いいたします。

いかがでしょうか。

—異議なし—

佐藤教育長

それでは、無いようですので、会議録を承認いたします。

次に、非公開案件の取扱いについてでございますが、5の協議事項の(2) 秦野市立学校運営協議会の設置の申出及び委員の推薦については、意思形成過程にあるため会議を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、5の(2)は非公開とします。

それでは次第3の教育長報告及び提案について、お願いいたします。

教育部長

それでは、令和3年8月の開催行事等について、報告をいたします。資料No. 1を御覧ください。

まず、8月1日ですけれども、ふるさと秦野検定を行います。オンラインによる検定でございます。

8月2日、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業研修会でございます。今回は、横浜国立大学の池田教授をお招きしまして、「思考力の見取り方・評価の仕方」と題しまして研修会を開催いたします。場所は、大根小学校でございます。

8月5日・6日ですけれども、今年度の新規採用教職員研修会を表丹沢野外活動センターで開催いたします。

8月7日からですけれども、はだの歴史博物館におきまして企画展を開催いたします。詳細につきましては、後ほど担当課より

御説明申し上げます。

次に、8月14日ですけれども、平和事業といたしまして、ピースキャンドルナイトを開催いたします。会場につきましては、文化会館の市民広場でございます。

8月17日・31日は、ブックスタート事業。

8月18日は、第3回いじめを考える児童生徒委員会です。場所は、堀川公民館でございます。

8月19日、教育講演会といたしまして、湘南ベルマーレの社長をお招きしまして講演会を実施する予定です。場所は、クアーズテック秦野カルチャーホールでございます。

8月20日は、定例教育委員会会議ですので、御出席をお願いします。

8月23日、環境教育研修講座を開催いたします。今回は、各校のエコキッズはだのの担当者を対象に、東海大学の岩本教授を講師にオンラインでの研修を行います。

8月24日は、第3回園長・校長会でございますけれども、今回は、教頭、副園長を対象に開催いたします。

8月25日、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業研修会として、星槎大学の阿部教授をお招きしまして、「子どもの確かな成長をめざす授業力の向上～授業UDを取り入れた小中連携の視点から～」と題しまして研修会を開催いたします。場所は、大根中学校でございます。

8月28日、本町公民館におきまして、はだの生涯学習講座を開催いたします。今回は、神奈川新聞社の相模原・県央総局長の森さんをお招きしまして、新聞の基礎知識や読み方をはじめ、記者の仕事の内容、取材の実態などについてお話をいただきます。

8月30日は、2学期の始業式でございます。また、各園校におきまして、防災訓練としまして避難訓練を実施いたします。

8月の開催行事等は以上でございます。

続きまして、報告の2つ目、令和3年第2回定例会報告でございます。文化スポーツ部も含めまして、私から御報告いたします。資料はNo.2でございます。

第2回定例会の会期ですけれども、6月3日から6月22日までの20日間の会期で開催されました。市長提案の議案は、秦野市学校給食センター設置条例を制定することについてほか12件、また、報告案件7件ございました。議案につきましては、いずれも可決でございます。そのほか、議提議案1件、委員会提出議案1件、陳情3件の審議が行われました。

また、予算決算常任委員会、各常任委員会、一般質問等につきましては、記載の日程で行われております。以下、教育委員会に関わる案件につきまして、その概要を説明いたします。

資料を1枚おめくりいただきたいと思います。議案審議では、佐藤議員から、報告第2号、一般会計継続費繰越計算書において、西中学校体育館等の施設整備の繰越しの内容、今年度までの事業完了時期について質問がございました。また、報告第3号、一般会計繰越明許費繰越計算書において、小学校保健事務費、小学校施設改修事業費、中学校施設改修事業費として繰り越した事業の進捗、完了時期でのお尋ねがございました。

資料を1枚おめくりください。総務常任委員会での質疑でございます。今回は、中学校の完全給食実施に当たり、2件の動産の取得について議案として上げてございます。

はじめに、議案第41号ですけれども、給食用消耗品でございます。食器等の購入に係るものでございます。記載のとおり、山下委員ほか6名の委員から御質問がございました。

次に、資料の4ページを御覧ください。動産の取得について、議案第42号でございます。こちらは、給食用の備品の取得として、給食配送及び配膳に必要な食缶の購入でございます。こちらにも、山下委員と露木委員から御質問がございました。

次に、資料の6ページを御覧ください。文教福祉常任委員会での審査でございます。議案といたしましては、秦野市学校給食センターを設置する条例の制定でございます。条例の内容につきましては、これまでの教育委員会会議の中でもお示しし、議決いただいたものですけれども、3名の委員から御質問がございました。

次に、8ページを御覧ください。予算決算常任委員会の文教福祉分科会での審査でございます。内容といたしましては、小学校の施設整備等にいただきました300万円の御寄附を活用した遊具等の歳出予算と、また、新型コロナウイルス感染症による修学旅行のキャンセル料の補助に関する補正予算でございまして、佐藤委員、吉村委員から、記載のとおりのお尋ねがございました。

次に、9ページから24ページでございます。一般質問でございます。教育部の所管といたしましては、野々山議員をはじめ9人、13項目で、文化スポーツ部では、八尋議員から、まちなぎわいについて、ストーリーの重要性についての御質問がございました。質疑応答の具体的な内容は資料に記載したとおりでございます。

私からは以上でございます。

教育指導課長兼
教育研究所長

私からは、(3) 教育研究発表会について御報告をいたします。
資料No.3を御覧ください。

本年は、日時につきましては8月19日、クアーズテック秦野カルチャーホールを会場といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止によるオンラインを併用しての開催を予定しているところでございます。第1部は、研究報告会といたしまして、今年度研究を進めております小中一貫教育カリキュラム部会並びに小中一貫教育マネジメント部会、園小接続カリキュラム部会の現段階での進捗状況、また今後の方向性を含めました報告を、さらには、4月より配備されております1人1台タブレットの活用を推進するために、各校で委嘱を受けておりますICTマイスターを中核といたしました各校のICT機器活用に向けた取組の状況、また、実践報告についての発表を予定しているところでございます。

また、第2部では、講演会といたしまして、株式会社湘南ベルマーレ代表取締役社長、水谷尚人氏を講師としてお招きいたしまして、「地域とともに、地域とつながる」という学校づくりにおいても重要なテーマで御講演をいただく予定となっております。参加につきましては、例年と同様に、希望する園小中の先生方をはじめ、教育委員の皆様にもぜひ御参加いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

生涯学習課長

私からは、資料No.4、はだの歴史博物館 令和3年度企画展「博物館資料の紹介—はじめまして新資料です!—」について御報告いたします。

はだの歴史博物館で近年収集いたしました資料等について、考古資料、丹沢の山に関連する資料、戦争関係資料、屏風などを4つのテーマに分けて紹介する企画展でございます。7月下旬から9月中旬にかけて、東海大学、帝京大学、鶴見大学、青山学院大学、立教大学、桜美林大学の学生が、学芸員実習プログラムの一環で、はだの歴史博物館において実習をいたします。今回の展示は、その実習生である大学生が、それぞれのテーマを担当し展示を行います。会期は、8月7日土曜日から9月26日日曜日までです。

また、大学生の学芸員実習プログラムに関連いたしまして、1件追加で報告したいと思います。はだの歴史博物館では、現在、東海大学の課程資格教育センターと松前記念館の協力のもとに、実際に展示物に触れることができ、誰でも楽しめるハンズオン

図書館長

展示というものを企画しております。はだの歴史博物館の職員が松前記念館の博物館実習プログラムに出向きまして、学生が展示資料を企画する際、アドバイスをしております。昨日、歴史博物館の職員が大学に出向いておりまして、このハンズオン展示につきましては、7月16日金曜日から歴史博物館で常設展示をする予定であります。

以上です。

私からは、(5)第34回夕暮祭短歌大会の結果についてを御報告いたします。資料No.5を御覧ください。

郷土の生んだ歌人、前田夕暮の功績を称え、短歌に親しんでいただく機会として、全国の短歌愛好者などから作品を募集し、優秀作品を表彰する夕暮祭短歌大会を昭和62年度から開催しております。

34回目となる今回は、1月下旬から4月15日までの約2か月半にわたり作品を募集し、国内では45都道府県から、またアメリカ、オーストラリアといった海外にお住まいの方からの応募もあり、全部で860首の応募がございました。

5月8日に、選者である山田吉郎さんと寺尾登志子さんによる選者会議を開催しまして、市長賞、教育長賞、短歌会会長賞を各1首、選者賞を2首、佳作20首、合計25首の入賞作品を決定いたしました。

お配りしました作品集には、市長賞や教育長賞などの入賞作品をはじめ、御応募いただきました全860首を掲載しております。お時間があるときに目を通していただくと幸いです。ちなみに、860首のうち、市内在住の方の御応募は39首、入賞者は、市長賞をはじめ4名となっております。

資料裏面には、今回を含めた最近の応募状況を掲載しております。今回は、東京の葛飾区立金町中学校や浜松市立高校から、クラス単位で合わせて270ほどの応募がありまして、そういったこともあり過去最多の応募数となりました。

なお、表彰式ですが、先週土曜日、7月3日に文化会館で行う予定でしたが、前日から降り続いた大雨による災害発生の危険と参加者の安全確保を配慮しまして、残念ながら中止といたしました。

説明は以上です。

ありがとうございました。

教育長報告及び提案に対する御意見、御質問をこの後伺いたいと思いますが、今回、定例会の報告は非常にボリュームがござい

佐藤教育長

ますので、まず（１）の開催行事等、（３）から（５）まで、ここで一旦お話を受けて、議会に関しては後ほどまた別に伺いたいと思います。

片山委員 それでは、（１）、（３）、（４）、（５）までのところで御意見、御質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

教育指導課長兼 教育研究所長 資料１の２ページにある２５日のかながわ学びづくり推進ですが、UDとは何なのか、教えてください。

UDとはユニバーサルデザインになります。事業を実施するうえで、さまざまな子どもがいますので、どの子にも学びやすい環境づくりということでUD、ユニバーサルデザインの視点を入れた研究になっております。

佐藤教育長 よろしいですか。

飯田委員 ほかにいかがでしょうか。

資料No.5でお聞きしたいのですが、先ほどの話で860首の応募があって、そのうち市内の応募が39首という話でしたが、これは、前の年とかその前に比べて増えているのか減っているのかわかれば教えていただきたいと思います。

佐藤教育長 860首という数字は史上最多ということで、本当にこの数が伸びているのはすごくいいなと思って。先ほど図書館から葛飾区の中学校の話が出ていて、私もちょっとびっくりしたのですが、今の飯田委員の御質問で、市内の応募状況についてはいかがでしょうか。

図書館長 昨年度の数字になりますが、昨年度は全体で466首応募があったうちの31首が市内の方からの応募でしたので、秦野市だけの数を見れば若干増えております。

飯田委員 秦野市からの応募がちょっと少ないのが気になっていました。ありがとうございます。

佐藤教育長 私も打合わせのときに質問させていただいたときに、金町中学校のお話をいただいて、秦野の子どもたちは子ども短歌大会のほうにというようなお話だったので、秦野の子どもたちがこちらに応募することはできないのですか。

図書館長 特にそういった制限は設けておりませんので、今回の短歌大会のほうに応募いただくことも特に問題はなく、可能でございます。

佐藤教育長 わかりました。そのあたり、教育指導課長、また学校との連携で御尽力いただければと思います。

高橋委員 ほかにいかがでしょうか。

私も短歌大会についてですが、葛飾区のほうは何年か前から寄せていただいているのですけれども、浜松市は公募ですか。すご

い数が寄せられています。また、国語の教科書では、小学校とか中学校でも短歌を使う機会があると思うので、教育長がおっしゃられたように、ぜひ秦野の子どもたちもこちらのほうに投句をしていただけたらありがたいなど。

それと、市長賞に選ばれた方が秦野市民の方でよかったなど。地元で短歌の熱をもっともって熱くなっていただけたらうれしいなどという感想です。

佐藤教育長

前文化スポーツ部長が「彫刻のまち」ということをよく言われて、親子川柳もそうですけれども、短歌も、今、各学校にはお願いしているところですが、こういう文化的な取組が教育水準の改善・向上にもつながると思いますので、ぜひ指導系の指導主事の皆さん、頑張ってくださいと思います。

ほかにいかがですか。

牛田委員

私も夕暮祭短歌大会の資料を見せてもらったのですが、まず1点目は、作品集、これだけ多くの作品をこういった形で冊子にするのは大変なお時間がかかったと思います。この作品集は、応募者全員に配布という理解でよろしいでしょうか。

図書館長

こちらの作品集につきましては、応募いただく段階で、最終的にこういった作品集をつくるのですが、希望があればお送りしますという希望をとっておりますので、こちらから全員にお送りするということはしておりません。希望があれば着払いで送るようにしております。

牛田委員

わかりました。ありがとうございます。何かそういったところでの関連ですが、今は市内の方からの応募者が少ないということで、これは、公民館などで作品展示をされているのでしょうか。

図書館長

こちらの大会の作品については、公民館などでの展示は特にしてございません。

牛田委員

わかりました。もう少しPR活動を積極的に行ったらどうかと思うのですね。今回、せっかく秦野市長賞は、今お話があったとおり市内にお住まいの方でもあるので、例えば、紙面が許されるのであれば、広報はだのとか、あるいはタウンニュースに載せてほしいとか、そういった形で広報活動に工夫されると、もう少し短歌に対しての関心の高さ、愛好者の方が、私も1点つくって応募してみようかなというような気持ちにもなると思いますので、ぜひ、検討いただければと思います。その際に、この作品と合わせて、選者のコメント、ここがなかなか面白いのですね。選者のコメントなども合わせて紹介されると、関心ある方は、「来年は私も出品してみようかな」というような気持ちにもなられるので

はないかと思います。また、本町公民館の中でも作品展示されるといいかと思います。

それが一つと、私もこれをざっと読んだだけだけれども、作品を読んでいく中で、この方は世代的にお幾つぐらいの方なのかというのが、やはり気になるのですね。それで、これが、例えばの話、個人情報に関係もあるので年齢とかは書きにくいと思うけれども、例えば小学生とか中学生とか高校生とか、あるいは一般というくくりがいいのかどうか、あるいはもう少し細かく、30代とか40代とか50代とか、世代がわかると何かこの短歌の世界が広がってくるような気がするのですよ。ですので、そのためには、作品集をつくるに当たって、そういった世代を記載していいかどうかというようなところの了解が得られれば、非常に、もっと味わい深く作品をより深めることができるのではないかと思います。

感想です。以上です。

佐藤教育長

今、テレビの番組などでも短歌などをテーマにしたテレビもあるようですから、今回、数が伸びたということで、また高みを目指してぜひお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員

浜松の高校という話ですけれども、どうしてこういう経緯に至ったのか知らしめるといふか理解すると、次にもっと増やすことにつながるのではないかと思います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

佐藤教育長
牛田委員

資料No.3の研究発表会のことですが、今回の講演会については小ホールで、あとはオンラインでも対応するという事です。以前にも少し触れさせていただいたのですが、講師の方の了解が得られるのであれば、オンラインで配信するという事であるけれども、リアルタイムでこの講演を聞くことができない場合もあると思いますので、可能であれば、一定期間、秦野の教育委員会のホームページか何かでこれを配信できるような、アクセスするといつでも見られるような形がとれるといいのかなと。実は、研究発表会だけに限ったことではなくて、例えば資料No.1の2ページの環境教育研修講座とか、8月28日のはだの生涯学習講座とか、こういったものが、可能であれば一定期間、1週間とか2週間という限定の中で発信サービスができるといいのかなと思いました。検討の余地があるのであれば、ぜひ検討していただきたいと思います。

佐藤教育長

検討というか、講演される方の意向もあると思いますので、御

意見として承ってください。

ほかにいかがですか。

そうしましたら、次に、資料No.2、第2回定例会の報告でございます。ボリュームがありますが、この中で御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

片山委員

3ページで食器のことで質問されているのですが、この中で、トレイがプラスチックということで、食器もプラスチックとしますと、配膳のときに滑る可能性があるのではないかという気がするのです。私も学食で食べるときに滑るなという印象がありまして、その辺、配膳担当の子どもたちが困らないように事前に善処していただけるとありがたいかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

学校教育課担当課長

素材的な部分ではプラスチックとなっておりますけれども、食器はPEN樹脂という形で、見た感じはプラスチックのようなのですが、製品的にも安全なものを選定しております。トレイのほうは、コンテナに積み込む関係で少し薄めのものを選定させていただきましたが、そちらで滑ったり、こぼしたりしないような形で対応していきたいと考えております。

以上です。

佐藤教育長
飯田委員

ほかはいかがでしょう。

今の件に関連してですけれども、この食器がポリエチレンナフタレートというものらしいのですが、議員の質問の中で出てくる雰囲気では結構高価なもののような表現があるのですが、その下のほうを見ると、ほかの自治体でも約70%がこれと同様な素材を使っているということですが、吉村議員の質問の中に、半額の2,500円という御質問があるのですが、実際にこの金額でもこの食器というものはそろえられるものなのですか。

学校教育課担当課長

一般的には、熱処理をしたり薬品で消毒したりということがございますので丈夫な素材で、さらに、子どもたちが口にしますので安全な素材、検証済みの材質を使ったものとなっております。2,500円の食器でということですが、あくまでも今回購入した食器は、メーカーでいいますと、8年から10年使えるとなっておりますので、購入時期の単価は高いとしましても、10年を考えると、1回ごとのコストは何円という形になってまいりますので、十分に検討した金額となっております。一般的にも70%の自治体で使われているということも検証しておりますので、決して高価なものではないと考えております。

以上です。

佐藤教育長
飯田委員

よろしいですか。

保護者の皆さんにしても、安心なものを使っていただけのが一番だと思っているので、ぜひよろしくお願いします。

佐藤教育長
高橋委員

ほかにいかがでしょうか。

議会のほうでヤングケアラーとか隠れ不登校とかという言葉が出ていまして、皆さんそちらのほうに関心を持っていただけると思うのですが、学校でも、ヤングケアラーとかがいる場合には、いろいろ感性を働かせて気付かなければいけないと思うのですね。そのときに、その児童生徒たちへの聞き取りとかが必要になると思うのですが、そちらの面で何か気をつける点、個人情報にも関わってきますので、どこまで入っていったらいいかということが大変難しい問題だと思うのですね。学校として何かその基準みたいなものはつくってあるのでしょうか。1人で対応しないで何人かで対応するとか、何か決まりがあったら教えていただきたいと思います。

佐藤教育長

まず、はだのっ子安心相談室の現在の計画の話をして、その後、高橋委員の質問に答えられる範囲で答弁をお願いします。

教育指導課長兼
教育研究所長

今、お話がありましたヤングケアラーに関しましては、はだのっ子安心相談室という、さまざまな角度からの相談室を開設しているところでございます。この7月19日から30日までの期間になるのですが、特にヤングケアラーの相談重点期間といえますか、そういったものを今、全体的に広報しているところでございます。その中で、御家庭又はお子さんのほうでヤングケアラーについての相談等あれば、はだのっ子安心相談室で受け付けるような形をとっております。

学校でも、ヤングケアラーについての聞き取り対応につきましては、今、高橋委員がおっしゃられたとおり、なかなかデリケートなものになります。家庭に入り込むのも学校としてはなかなか難しい部分があります。子どもへの聞き取り、相談に関しましては、その他の相談も含めて、基本的には学校では複数で対応するような形をとっております。ですので、このヤングケアラーに関しても、もし子どもからの相談等があれば、担任プラスアルファという形で複数で対応する形になるかと思っております。そういった中で、家庭のほうにアプローチできる部分又は専門の窓口、福祉のほうのサービスにつなげる必要がある場合には、それぞれの窓口につないでいくというような形を学校と教育委員会で連携して進めていきたいと考えております。

佐藤教育長

19日から30日まで、教育指導課長がお話しされたように、

牛田委員

相談期間を設けるので、そのためのマニュアルを今作成中です。そうすると、そのマニュアルができると学校にもお示しできますので、そういう形で短期間に一度対応してみようということで準備しております。

ほかはいかがでしょうか。

17ページですが、伊藤議員の一次質問からずっとあるのですが、七次質問の中で、「在校時間は、残業と考えてもよいか」というお尋ねがあって、その前の六次質問で、「令和元年度の小中学校の時間外勤務についてはどのようか」ということに対して、部長答弁では「時間外勤務の命令を発しておらず」と。私もそういう考え方でよろしいかと思うのですね。それに加えて、続いて七次質問でそこに書いてあるようなお尋ねがあって、部長答弁の中で、「教師が自己研鑽のために学校にいる時間も含めた中での勤務時間になる」というようなことになっています。

この辺の扱いは非常に難しいと私も思います。そもそも教師に対して残業という言葉が、私も現場にいた経験から、残業時間というような捉え方の中で時間外勤務をしたという感覚がないのですね。ですので、教職員に対して残業という言葉が、これが一般的にその言葉でくくられてしまうのが、どうかと思いました。私も含めて、どう捉えたらいいのかね。一般的には、要は、時間外勤務のというような言葉で表現すると、自己研鑽も、教師の自己研鑽って勤務時間中も自己研鑽です。勤務時間外も自己研鑽です。ただ、場所が学校の外か中かだけであって、常に教師には自己研鑽が求められている中でね。ですので、ここは「残業」というような言葉よりも「時間外勤務」というような形で我々が理解していったほうがいいのかなど。

以上です。感想です。

教職員課長

ありがとうございます。教職員の時間外の勤務については、勤務の関係、時間外手当の関係もありまして、また、どこまでが自己研鑽でない部分、必要な部分で、どの部分が自己研鑽かというところは、線引きの大変難しいところだと思います。そういったところもあって、文部科学省が出している勤務時間関係のガイドラインあるいは指針において「在校等時間」という言葉を使っており、これに従って秦野市でも在校等時間を計るということで、ICカードを使って時間を確認させていただいております。

ただ、実態として、秦野市の場合には、出勤したときにICカードをかざし、帰るときにかざすということですので、そうした意味合いで、今、市で在校等時間のアンケートの中には、自己研

佐藤教育長
片山委員

鑽というものも含まれてしまっている。もちろん先生方は大変多忙な中で、必要に迫られてする仕事もたくさんあると思いますけれども、今の時間の計り方の中では、自己研鑽と呼ばれるものも含まれた時間の計り方になっているというのが実情でございます。

ほかにいかがですか。

ヤングケアラーとか隠れ不登校とか、同じような状況が続いているのではないかと考えているので、そのためにはコミュニティ・スクール化というのは有効な手立てではないかと個人的には考えているのです。現在までコミュニティ・スクール化した学校とない学校があるのですが、そのような差は出ているものなのではないでしょうか。要するに、先生方に気をつけなさいというより、周りで気をつけなければいけないと思うのですけれども、地域を挙げてそういうものを見つけていくのがコミュニティ・スクールの一つではないかという考えがあるのです。ただ、先生方だけだと大変だなという気がしていましたが。

教育指導課長兼
教育研究所長

基本的に、教育課程の編成に関しまして、さまざまコミュニティ・スクール等で地域の方からいろいろ御意見をいただいたり、学校を運営するうえで、地域の人的資源をおかりするという部分が最近では顕著に表れている。そうなりますと、やはりヤングケアラーですとか不登校、学校から離れた家庭の部分に関しましては、そういった地域の力というもの、コミュニティ・スクールの力というところは、今後大いに必要になってくる部分ではないかと考えております。

佐藤教育長

やはり違いがあると感じています。今回、末広小学校の学校運営協議会に、はじめて民生児童委員が入りました。それは、西中学校のいろいろな取組で、地域に開かれた学校づくりをする中で、やはりある一定の成果が感じ取れたので、東の場合にはそのようにしました。ですから、確実に変化は表れていると思います。

飯田委員

24ページに阿蘇議員が道路の整備について触れられているのですが、先日も千葉で事故があったのですが、令和2年度76件ということで、いろいろ対応していただいていると思うのですが、なかなか対応が困難で時間を要するものが42件あるとここに記載されているのですが、どのようなものが困難なのか、教えていただきたいです。

学校教育課長

御指摘の42件につきましては、主に法や制度の制約によって設置が困難なもの、例えば横断歩道、信号機、こういったものは一定の距離を保たないと連続して設置ができないというような制

約がございます。そういったものが主にはなっていますが、そのほか、例えばカーブミラーですとか標識の設置で、民地にかかってしまい所有者の協力を得られないもの、こういったものがございます。

今回の八街市での事故を受けまして、早速建設部、くらし安心部、教育部の関係部局が集まりまして会議の場を持ちました。その中で、今課題になっています42件についても、それぞれの担当課が、改めて現場を回って見直しを図っております。その中でもすぐに対応できる看板の設置は、既に5か所について、視点を変えて設置をするという方向性確認されていますので、こういった取組を続ける中で安全確保に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

佐藤教育長

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

片山委員

20ページの古木議員の二次質問で、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」というのは、具体的にどういうことを指しているのか教えてください。

教育指導課長兼
教育研究所長

いわゆる友人関係のトラブルという形になり、力の関係というよりは、いわゆる対人関係による問題というところが主な内容です。

佐藤教育長
牛田委員

ほかはいかがですか。

最後の24ページで、先ほど飯田委員が指摘された通学路の整備についてですが、先ほど話題に上がったとおり、千葉県で痛ましい交通事故がありました。これは報道とか新聞で見ると、過去、この危険箇所というのは以前から危険箇所ということで指摘があつて、PTAとか地元からも継続して改善要望等があつたということらしいですね。だけれども、3年間ほど続けて要望を出していたところ、一向に前に進まないということで、その後、要望を出されなかったということがあつたようです。ですので、現在までスルーしてしまったということなんですね。

あそこは路側帯も無く、制限速度が60キロということで、かなり危険な道路だと思いました。

私も担当課長だったときがあるのでよくわかるけれども、ぜひ危険な箇所については、3年、4年たつても、継続して改善要望を出してもなかなか進まなくても、やはり危険なところは3年、4年、5年と続けて折れることなく改善要望を出してほしいですね。

学校教育課長

私も、この3月まで自治会長をやっていたのだけれども、県道が入っているのです。県道が入っているので、市にも絡んでもらって、平塚市と県と対応してもらって、5年越しの交差点の危険箇所を改善してもらいました。やはり重ねて続けていくということが、県のほうに要望していくことが大事だと思いますので、ぜひ折れることなく、危険なところは危険だということをしっかりと、立場の人が変わっても引き継ぎをしていってもらいたいと思います。

以上です。

ありがとうございます。報道にあったような道路、また危険箇所は、全国の自治体が抱える共通の課題であると思います。本市にも数多くの場所があると認識しております。あの事故の直後に、教育長からの指示を受けまして、今、委員から御指摘のとおり、過去の要望箇所と実際に事故のあった箇所、こういったものを再度洗い直しをしております。その要望内容と事故発生との因果関係があるかといったことも含めて今、庁内で検証を進めております。

なかなか要望に沿った整備が進まないところ、今回の八街市もそうだったかと思うのですが、道路の拡幅や歩道の設置は大変時間のかかるもの、また国や県との連携が必要な箇所が数多くありますが、今回集まった会議の中でも、建設部の提案としましても、時間がかかるものについては、いきなり道路拡幅を目指すのではなくて、学校の理解を得ながら、まずできるグリーンベルトの設置ですとか、そういった新たな考え方を市のほうから学校にも提案しようではないかという意見が出ています。まずは、私たちが洗い直した箇所について、関係各課がそれぞれの知恵を絞って、短期にやることと長期的に目指していくことを再度整理し、学校にもきちんと情報提供したいと考えております。

以上です。

佐藤教育長

今、建設部長と教育部長もお話をされているみたいですし、私も先日、秦野警察署の署長とお会いする機会があって、署長のほうから、今回の件はというようなお話がありましたので、一步一步やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、以上で報告のほうは終わりにしたいと思います。

次に、議案に入りたいと思っております。

議案第25号「秦野市学校給食センター設置条例施行規則を制定することについて」の説明をお願いします。

それでは、議案第25号「秦野市学校給食センター設置条例施行規則を制定することについて」、御説明させていただきます。議案第25号を御覧ください。

秦野市学校給食センターを設置するために、本年6月第2回定例会に提出した学校給食センター設置条例が可決されたことから、同条例の委任により、同センターにおいて行う事務の内容、同センター長が行う業務報告の方法等について定めるため制定するものであります。

1枚おめくりください。秦野市学校給食センター設置条例施行規則でございます。

第2条では、所掌事務としまして(1)から(8)の項目を上げさせていただいております。学校給食センターにおいて行う事務を示しております。6月議会で御協議いただきましたが、そこから変更がございまして、「(6)学校給食における食育の啓発等に関すること。」。食育というのは大切なものでありますので、小中学校の給食全般において行うものと考えております。こちらの1文を加えさせていただいております。

また、1ページの一番最後の附則では、この施行期日について定めておりますが、施行期日は、「設置条例の施行の日から施行する」ということにさせていただいております。

2ページを御覧ください。こちらには秦野市教育委員会事務局組織規則の一部改正が必要になりますので、第3条の第2項に次の1号を加えるものといたします。20号といたしまして、「学校給食センターの管理運営に関すること。」。

そして次に、「秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則」の一部改正も必要となつてまいりますので、こちらの第5条の次に次の1条を加えるものといたします。第5条の2としまして「学校給食センターに学校給食センター長を置く。」。2項では、給食センターに配置する職員等について規定いたします。3項から9項につきましては、それぞれの職で果たす役割を示したものでございます。10項では、学校給食センター長に事故があった場合又はセンター長が欠けた場合、その職務を代理する者を置くということを規定いたします。

その次の第6条の第2項中に、「認めるとき、」の次に「教育研究所に」というような文言がありますが、以降は、この一部改正に伴いまして、その他、今まで規定していた事項の字句の整理であるとか条例番号の整理を示したものでございます。

私からの説明は以上です。

佐藤教育長	説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。
	—特になし—
佐藤教育長	よろしいですか。 それでは、議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	—異議なし—
佐藤教育長	よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第26号「令和4年度に使用する小学校の教科用図書の採択について」、提案理由の説明を事務局からお願いします。
教育指導課長兼 教育研究所長	令和4年度に使用する小学校の教科用図書の採択について、お願いいたします。 小学校教科用図書につきましては、無償措置法施行令第15条により、令和2年度から令和5年度まで4年間は継続して同一の教科書を採択しなければならないこととされております。 昨年度から本年度に関しまして、発行者の問題もなく教科書が配布されており、来年度は3年目になります。令和4年度の小学校教科書は、資料のとおり報告をいたします。 以上です。
佐藤教育長	ただいまの提案につきまして審議に入りたいと思います。御質問又は御意見があればお願いいたします。 よろしいですか
	—特になし—
佐藤教育長	それでは、採決に移りたいと思います。 議案第26号「令和4年度に使用する小学校の教科用図書の採択について」は、原案のとおり決することによってよろしいでしょうか。
	—異議なし—
佐藤教育長	よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第27号「令和4年度に使用する中学校の教科用図書の採択について」、提案理由の説明をお願いいたします。
教育指導課長兼 教育研究所長	それでは、議案第27号「令和4年度に使用する中学校の教科用図書の採択について」の説明をいたします。 中学校の教科用図書につきましては、昨年度、採択を行いました。そこで、先ほどの小学校の教科用図書の仕組みと同様に、中学校の場合は、令和3年度から令和6年度まで継続することとなります。ただし、今年度におきましては、自由社の歴史教科書について、教科用図書検定規則に基づき検定審査不合格の決定の通

知に当たり、翌年度に行われた再申請によりまして、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であるとされております。

採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものであること、その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果や令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられるとされております。

基本的には、継続採択として資料のとおり報告させていただきますが、社会の歴史的分野についてのみ採択替えが可能となっていることを含めて御審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

ありがとうございます。

これは、令和3年度から6年度まで4年間、同一の教科書を使うということにはなっておりますけれども、歴史の教科書以外についてはよろしいかと思えます。歴史につきましても、県教育委員会からの調査研究の結果を踏まえることもできるということですので、事前に資料として既にいただいておりますが、昨年の経緯などと合わせて議論をしていただいて、採択替えを行うか否かを判断していきたいと思えます。その後、改めて採決するというところで考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

—異議なし—

では、御意見をお願いしたいと思えます。

個人的なのですけれども、自由社の教科書どうこうというよりも、昨年、かなり慎重に議論して採択したということになりますので、改めて採択替えを行う必要性を個人的には感じません。

以上です。

ありがとうございます。昨年十分議論してという御意見でした。

ほかはいかがでしょう。

毎年、一般の関心に応えるために教科書展示会を行っております。今年も先月行われたと思えますが、私も自由社の教科書を拝見させていただきましたが、昨年じっくり時間をかけて検討した発行社7社ですか、そしてまた、今回の自由社を含めて、私も改めてここで採択し直すべきではないという考えを持っております。

以上です。

佐藤教育長

佐藤教育長
片山委員

佐藤教育長

飯田委員

佐藤教育長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

高橋委員

教科書というのは本当に大切なものですから、慎重に判断する必要があると思います。先月の定例教育委員会の席上で、届いたばかりだという県教委の調査研究の結果と自由社の歴史の本を手元に用意していただきました。それからは、私なりにしっかり目を通してきたつもりなのですが、この自由社の教科書は、カラー写真も多用されていて、私としては大変楽しく読むことができました。その背景には、私は中学、高校と、かつて歴史を学んだという経験がありますので、その結果、この教科書を読んで楽しかったなという感想が持てたのではないかと思います。

昨年度の採択のときにも十分いろいろな議論をさせていただいて、学習課題のわかりやすさという点で帝国書院の歴史分野を選びました。私は今、総合的に見て、採択を変更する、採択し直す必要はないと感じております。

以上です。

佐藤教育長

ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

牛田委員

先ほど教育指導課長の説明にもあったとおり、教科書採択に当たっては、基本的には4年間継続して使用するという事になっております。そういった基本的な考え方は、何よりも使用する子どもたち、そして教える先生方にとって、ある程度継続使用していくことに意義があるというような捉え方をしているのではないかと思います。ですので、そういった観点から、私も継続採択が望ましいのではないかと思います。

ただ、現時点で学校現場からこのことについて何か意見等が教育委員会のほうに入っているのであればお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

教育指導課長兼
教育研究所長

中学校につきましては、昨年採択をされておまして、学校現場にも議論の結果は伝えておるところでございます。その中で採択されました教科書について、学校のほうからの意見は特にございません。

以上です。

佐藤教育長

私も4月から教育長としていろいろな場面でできるだけ学校に、私は現場出身ですから足を運ぶようにしていきまして、もうかれこれ11校ぐらい回っているのです。時々、教育部長にも声かけして一緒に行っていて、いろいろ施設面のことですか学校運営全般について学校長と時間をかけてお話する機会を

設けています。特段、学校長から教科書等についての意見は聞いておりません。むしろ、今、学校ではもうスタートしてしまっていますので、新たな学びのスタイルの中で採択していただいた教科書をしっかり活用しようと努力しているのかなど。特に社会科の先生方で、読解力の部分での課題もあって、今選んでいただいた教科書をしっかり使いこなそうと一生懸命努力しているところかなと感じております。

ほかはいかがですか。

牛田委員

わかりました。今、教育長からも現場の様子等を伺いましたが、中学校では今年から新しい教科書が使われて、それに伴って年間の指導計画も作成されているのではないかと思うのですね。その辺のところも含めて考えていくと、今コロナ禍で、ここで採択替えをして、また新たに指導計画の作成となると、やはり学校の負担も大きいのではないかと思いますので、今ここで採択替えをしていく必要性は、私は、現場の立場を鑑みても必要性はないのではないかと思います。

佐藤教育長

ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

飯田委員

昨年度の議論の中で資料の見やすさが話題になっておりました。先生方も、今年の教科書に合わせていろいろな資料などの準備をされていると思うので、教科書が1年で変わってしまうと、また準備をし直す必要が出てくるのかなと思います。本当にお忙しい先生の負担が増えてしまうのではないかという部分で、その辺も少し心配なところではありますので、やはりここでの採択替えというのは、私も必要ないと思っております。

以上です。

片山委員

私も高橋委員がおっしゃられるように、在宅で仕事をしているときにこれを1日かけて読んだのですが、非常に中身が面白かったです。ただ、今の教科書を変えるというまでには至らず、来年も今の教科書のままでよいかなと思いました。

佐藤教育長

ありがとうございました。

全ての委員の皆さまにお話を伺いました。

全体として継続でよいというような意見が多いように思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

—異議なし—

佐藤教育長

では、社会科の歴史的分野についても、継続採択という方向でよろしいでしょうか。

—異議なし—

佐藤教育長

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第27号につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。よろしいですか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号「令和4年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について」、提案理由の説明をお願いいたします。

教育指導課長兼
教育研究所長

令和4年度、附則第9条本についてですが、他の教科用図書と大きく性格が異なるものでございます。ここで説明させていただく教科書は、主に特別支援学校及び特別支援学級で学習している児童生徒が使用するものでございます。児童生徒によりましては、知的発達の遅れ、障害の状況によって、在籍する学年の教科書では、その児童生徒の日ごろの学習活動に沿わないという場面がございます。こうした状況の児童生徒に対しまして、特別に編集されたものや一般図書を提供して、その児童生徒の状況に合わせた教科用図書の使用を認めるものでございます。

手続きとしては、小中学校の特別支援学級の担任が、保護者と話し合いをしまして、必要があれば、保護者の了解を得て、児童生徒の実態とともに必要な図書を選定し、教育委員会に書類で報告をするものでございます。これを受けまして、選定した図書が本当にその児童生徒の教科用図書としてふさわしいものかどうか教育委員会の指導主事が確認し、資料を作成いたします。この資料をもちまして教育委員会会議で承認された場合、児童生徒が来年度使用できる教科用図書に認定されまして、来年4月に供給されることになっております。

以上でございます。

佐藤教育長

指導主事もよく見てということで、ここに資料として出ております。

それでは審議に入ります。御質問、御意見等あればお願いいたします。

これもよろしいですかね。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、採決に入ります。

議案第28号「令和4年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について」は、原案のとおり決することで御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

次に、5、協議事項に入ります。

(1) 令和3年度教育委員会教育行政点検・評価についての説明をお願いします。

教育総務課長

令和3年度教育委員会教育行政点検・評価について、本日お配りしております報告書を御覧ください。

教育委員会会議といたしましては、これまでに何度か協議を重ねていただきまして、本日お配りしております報告書の12ページまでの協議が終了しております。その後、13ページから16ページまでの教育長及び教育委員による教育委員会の活動状況についての点検・評価を新たに追加しております。

そして、20ページ以降の点検・評価シートになりますが、こちらにつきましては、所管課による自己評価と部長評価の内容を踏まえまして、7月5日の点検・評価会議、こちらは学校関係者やPTAの保護者代表の方を含む会議になりますけれども、こちら点検・評価会議での協議を経まして、21ページの表の下から2番目のところの点検・評価会議の評価が全て終了しているという状況になっております。

本日の教育委員会会議終了後に予定しております学習会におきまして、その下の欄の教育長・教育委員の評価を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、点検・評価会議の評価といたしましては、資料を1ページ前にお戻りいただきまして、19ページの主要施策一覧に22施策が載せてありますけれども、こちらのうち、A評価となったものが、No.4の「学校におけるICT化の推進」、No.17の「図書館サービスの充実」、また、C評価が3施策となりまして、No.6の「教職員の多忙化対策の実施」、No.8「支援教育の推進」、No.12「快適で安全・安心な学習環境の推進」、こちらはトイレ快適化という事業の内容になります。こちらの3施策がC評価。D評価は、No.11「教育施設一体的整備の研究」で、それ以外の16施策がB評価という結果となっております。

今後の予定といたしましては、教育長・教育委員の評価を経まして、学識経験者による総合評価をいただき、8月の定例教育委員会会議に議案として提出したいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

佐藤教育長

ありがとうございました。

この後、学習会もあるわけですが、御意見、御質問等ございま

すか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、御協力のほう、よろしく願いいたします。

では、その他の案件はございますでしょうか。

学校教育課担当課長

本日、資料等は御用意していないのですけれども、前回の6月の教育委員会会議で御意見いただきました給食センターの愛称について、決定しましたので御報告させていただきたいと思っております。

最終候補として3点ございまして、それぞれ委員の皆様にご意見をいただきました。その御意見を参考にしながら、秦野市立中学校給食基本方針に掲げました安全・安心でおいしい、生徒が喜ぶ学校給食を実現し、保護者、学校、行政が連携して、ともに「はだのっ子を育てるとの思いを込めまして、学校給食センターの愛称を「はだのっ子キッチン」とさせていただきます。

また、ボンチーヌの図柄は食育のキャラクターとなっておりますので、そちらも活用していければと考えております。

私からは以上です。

佐藤教育長

愛称につきましては「はだのっ子キッチン」ということで決めさせていただきました。ボンチーヌに関しては、マークとして活用していくということですね。ありがとうございます。

ほかにもございますか。

生涯学習課長

2枚チラシを置かせていただいております。

まず1点目が、はだの生涯学習講座の第3回目になります。7月24日、午後1時半から、夏休みの企画ということで、「親子で学ぶ読書感想文書き方講座」を開催いたします。こちらにつきましては、東海大学の竹之内禎先生に御協力いただきまして、当日、子どもたちが事前に課題用図書として、好きな図書を読んで講座に出席し、読書感想文を書いていくという講座になっております。

こちらにつきましては、現在、7月1日の広報はだので募集をかけておりまして、まだ定員には達していませんが、順調な申込みを受け付けているような状況でございます。

次の2点目ですが、こちらは「親子川柳大会」です。既に5月から6月にかけて第1回目の募集期間ということで、以前、教育委員会会議でも親子川柳大会の作品募集についてはお話しさせていただきましたのですが、7月21日から夏休みを迎えますので、第2回目の募集期間ということで、7月20日から9月2日まで作品募集を行います。

以上です。

佐藤教育長

事務局

佐藤教育長

それでは、会議を非公開とする前に、次回の日程調整をお願いします。

次回の定例教育委員会会議を8月20日金曜日の午後1時半から、こちらの会場で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

では、日程調整をよろしくお願いいたします。

ただいまから会議を非公開といたします。関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退室—